

処 分 基 準

平成21年4月1日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第58条の4
処 分 の 概 要：過積載車両に係る指示
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
法 令 の 定 め：
<p>処 分 基 準：</p> <p>「過積車両を防止するため必要な運行の管理を行っていると認められないとき」とは、車両の使用者として通常行うべき運行の管理を十分に行っていなかっため、その結果としてその車両について過積載が行われたと認められるような場合であり、具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 使用者が運転者に対し過積載をすることを誘発するような行為をしていった場合・ 同一の車両について過積載走行が繰り返されたような場合・ 同一の使用者の管理の下にある複数の車両について過積載が行われたような場合 <p>などである。</p>
問 い 合 わ せ 先：交通部交通指導課指導第一係（電話 0742-23-0110）
備 考：

処 分 基 準

平成 21 年 4 月 1 日作成

法 令 名 : 道路交通法
根 抱 条 項 : 第 66 条の 2 第 1 項
処 分 の 概 要 : 過労運転に係る車両の使用者に対する指示
原権者（委任先） : 奈良県公安委員会
法 令 の 定 め :
<p>処 分 基 準 :</p> <p>「過労運転を防止するため必要な運行管理を行っていると認められないとき」とは、車両の使用者として通常行うべき運行の管理を十分行っていないため、その結果としてその車両について過労運転が行われたと認められるような場合であり、具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none">同一の車両について過労運転が反復して行われている場合同一の使用者の使用する複数の車両につき過労運転が行われている場合使用者が過労運転を誘発するような行為を行っていることが確認された場合 などである。
問 い 合 わ せ 先 : 交通部交通指導課指導第一係（電話 0742-23-0110）
備 考 :